

論文

# 刑事司法における「責任」と「主体」

——いわゆる「幼児連続殺人事件」の言説分析——

大貫 拳 学

〔抄 録〕

1988年から1989年にかけて埼玉県および東京都で発生した「幼児連続殺人事件」は、「おたくの犯罪」と評されるとともに、ポストモダンを象徴する事件としても論じられてきた。本稿は、本件事件の法廷言説を分析し、刑事責任の帰属先たる法的主体が構築される過程や、それを支える論理について考察するものである。

本件の裁判では、動機の認定、刑事責任能力の評価、捜査段階および公判廷における被告人供述の信用性判断は、相互に他の要素を前提としながら、事件の理解を支えている。また、責任能力を肯定した精神鑑定や一審判決において、被告人が「女性に対する関心」を有していたという認定は、かれが「自由意思を有する主体的人間」であることと適合的になっている。そして、刑事責任能力の認定は、その主体が理解可能な存在であるということを含意する。かかる認定にあたって、本件の一審判決がトートロジカルな論理に支えられていることを確認した。

キーワード：刑事裁判、動機、主体化

## 1. はじめに

本稿は、1988年から1989年にかけて発生した「幼児連続殺人事件」の一審公判における言説を分析し、刑事責任の帰属先たる主体が構築される過程や、それを支える論理を考察するものである<sup>(1)</sup>。

当時、埼玉県および東京都で女兒が失踪する事案が続いていた。1988年8月22日、埼玉県入間市でAさん(4歳)が(第1事件)、10月3日、同県飯能市でBさん(7歳)が(第2事件)、12月9日、同県川越市でCさん(4歳)が(第3事件)、それぞれ行方不明となった。12月

15日、同県山林内でCさんの遺体が発見され、数日後、Cさん宅に「C→かぜ→せき→のど→楽→死」と書かれた葉書が届く。また1989年2月6日には、Aさん宅の玄関前に遺骨の入った段ボール箱が置かれており、3月1日、捜査本部は段ボール箱内の骨片をAさんのものと発表する。この間2月10日、朝日新聞東京本社に「遺骨入り段ボールを置いたのは、この私です」で始まる「今田勇子」名義の「犯行声明」が郵送されている。そして3月11日、朝日新聞東京本社とAさん宅に、同じく「今田勇子」を名乗る者から、「私〔犯人〕はあなた方の身近に居ます」等と記載のある「告白文」も郵送された。さらに6月6日、東京都江東区でDさん(5歳)が行方不明となり(第4事件)、11日、埼玉県飯能市で遺体の胴体部分が発見され、翌12日、捜査本部がDさんのものと断定する。

こうした犯行態様の「異常性」「残忍性」が社会的関心を集めるなか、7月23日、東京都八王子市で26歳の男性が強制猥褻罪で現行犯逮捕される。Eさん(6歳・女兒)の服を脱がせて写真を撮ろうとしたところを、Eさんの父親に取り押さえられたのである(第5事件)。

その後、第1～4事件についても男性の自白調書が作成され、捜査の過程で、Dさんのものとされる頭蓋骨、Bさんのものとされる遺骨、Aさんのものとされる手足の骨等が発見される。また、警察が男性の自室から押収したビデオテープに、Aさん、Dさんの遺体映っていたという。結局、男性は第1～5事件について起訴され(8月7日に第5事件、9月2日に第4事件、9月29日に第1事件、10月19日に第2事件および第3事件で起訴)、すべての公訴事実<sup>(2)</sup>について東京地方裁判所で併合審理されることとなった<sup>(3)</sup>。なお、第4事件の起訴に先立つ8月24日、東京地方検察庁に委嘱された精神科医師が被疑者の精神衛生診断(簡易精神鑑定)を行い、精神分裂病の疑いは否定できないが、現在の所見では人格障害にとどまると診断した。

本件は、「犯罪史上前例をみない事件」として注目されるとともに、男性の生活歴に関心が集まった。男性の父親はいわゆる「地元の名士」で、本人は映像系の短期大学を卒業し、父親に紹介された会社での勤務を経て、家業の印刷会社を手伝っていた。とくに、男性がアニメ等を趣味とし、自室に約5,800本のビデオテープを所持していたことから、本件は「おたくの犯罪」と評されてきた。そもそも「おたく」という言葉は、本件を契機に、否定的なイメージを伴って人口に膾炙したのである。同時に、メディア環境や人間関係の変化という時代状況において、「おたく」の立場から事件を問い直す試みもなされてきた(e.g. 森ほか1990; 太田出版編1989)。また本件は「誰もが容易に理解可能な動機をもたない犯罪」の「最初」とみなされ(大澤2013: 51)、「ポストモダン」を象徴する事件としても論じられている。これらの論考の多くは、明示的か否かは別としても、近代それ自体を再考するものであったといえる。

本件の公判審理では刑事責任能力の有無・程度が争点となったが、そもそもM. フーコー(Foucault 1975 = 1977)以降の社会理論において、責任の主体たる理性的人間なるものは近代社会が想定したものにすぎない。また、精神分析やそれを批判的に再読するジェンダー理論(e.g. Butler 1990 = 1999)は、主体それ自体がつねにすでにジェンダー化されていることを指

摘する。以下ではかかる観点から、とくに動機の構成に着目して、本件事件を「理解」し、刑事責任を「判断」するという営みを分析する。

## 2. 動機の理解 (不) 可能性

### (1) 第1回公判における被告人像の対立

本件の公判審理は1990年3月30日から始まった。同日の第1回公判では、被告人に対する人定確認の後、検察官が起訴状を朗読した。起訴状記載の公訴事実として第1～4事件に共通するのは、各被害者を「誘拐しようと企て」、甘言を用いて自動車に乗せ、山林内または近くの路上等まで連れ去り(誘拐)、その後「殺意をもって」頸部を手で締めつけて窒息死させたというものである(殺人)。また、第1事件につき、Aさんの頭蓋骨を自宅裏庭等で損壊したこと(死体損壊)、第3事件につき、Cさんの遺体を山林に投棄したこと(死体遺棄)、第4事件につき、Dさんの遺体を自室で切断し、胴体、頭部、両手足を投棄したこと(死体損壊・遺棄)でも起訴されている。そして第5事件では、Eさんを「自己の性的欲望を満たす目的」で「誘拐しようと企て」、言葉巧みに連れ去ったうえ(猥褻誘拐)、同児が13歳未満であることを知りながら、服をたくし上げるなどしたこと(強制猥褻)が公訴事実になっている。これらについて裁判長に認否を尋ねられた被告人は、「誘拐しようと企て」「殺意をもって」「性的欲望を満たす目的」の部分を否定した。また「(Dさんの)両手は私が焼いて食べ、両足はキツネかネコが持って行って食べたと思う」と陳述した。さらに、「全体を通して覚めない夢をみていて、その夢の中でやったような感じがする」とも述べている。

これを受け弁護人も、第1～4事件の殺人と誘拐の犯意、第4事件の死体遺棄のうち両手足の遺棄行為、第5事件の犯意を否認した。また、「犯行時の心理及び精神状態とその責任能力」の解明が必要だとも主張した。そして、「被告人の本件事件当時における精神状態」としては、「自我の形成が未発達」で「強度の母胎回帰の願望」を有しており、被告人にとっては自室が「母親の母胎」だと述べる。かかる精神状態は、被告人が先天的な両手の「障害」ゆえに「自己の内的世界に閉じ込もっていった」こと、「父母の葛藤、親と子の関係性のあり方等の家庭環境の問題」があるなかで、「父親に代わって、被告人にとり自分を見守ってくれる自分の保護者」であった「祖父の死」が「被告人の精神世界の崩壊をもたらした」ことが原因だともいう(1990年3月30日付「意見書」)。

そのうえで弁護人は、「被告人の異常な行動」として、祖父死亡後に藁人形を使って「復活の儀式」を行ったこと、祖父、Aさん、Dさんの遺骨・遺体の一部を食べていること、膨大なビデオテープを自室に置くなど「収集癖の病性」が認められることに言及している(1990年3月30日付「意見書」)。

こうした弁護人の意見は、法律論としては、被告人の行為が犯罪構成要件に該当せず、した

がって犯罪が成立しないことを主張するものであり、かつ心神喪失または心神耗弱による刑の減免の主張にも繋がっている。だが、本稿の問題関心からは、被告人が(刑事責任を負うべき)「自由意思をそなえた主体的人間」(土井 1993: 45) ではないことを示したものと見える<sup>(4)</sup>。弁護人によれば、被告人には「被害者が生命を有する自然人であることの認識がなく、また被害者の死亡を惹起することの予見がなく、殺意は存在しなかった」(1990年3月30日付「意見書」)。ここでは、特定の行為についての被告人の意図のみならず、被告人の「他者」ひいては「世界」に対する根源的な認識が俎上に載せられている。

一方、検察官は冒頭陳述において、「証拠により証明しようとする事実」として、公訴事実にかかる犯行行為のほか、葉書、犯行声明、告白文、遺骨入り段ボール箱の送付等を被告人の行為とした。検察官の冒頭陳述には、「誘拐しよう<sup>と</sup>決意し [た]」「殺害しよう<sup>と</sup>決意し [た]」等の表現が繰り返されている。これらは類型的な言い回しではあるものの、弁護側の言説と対比するときに特徴的である。検察官は、各犯行の行為者たる被告人を、徹頭徹尾、近代的主体として描くのだ。それは、自由に(強固で確信的な)意思決定(「決意」)をし、結果(誘拐・殺害)を認識したうえで、合目的的に行為する主体である。

さらに検察官は、「女性に対する関心」の強い被告人が「自己の性欲を満足させ [る]」ために各犯行に及んだとも説明する。すなわち、第5事件における猥褻誘拐・強制猥褻の成否にかかわる部分のみでなく、単純誘拐・殺人の事実を含め全体を通して、「[性的] 欲望を遂げよう<sup>と</sup>決意した」「自己の [性的] 欲望を満たしたいとの思いを抱 [いた]」ことが犯行動機となっている(1990年3月30日付「冒頭陳述書」)。

C. W. ミルズの「動機の語彙」論(Mills [1940] 1963 = 1971) やラベリング理論(Becker 1973 = 2011)を接合した土井隆義によれば、「犯行動機の構成とは、犯罪性に関する意味付与の一過程」である(土井 1988: 103)。犯行動機は行為者の内面にある行為の原因ではなく、行為者の内面が事後的に解釈されることで構築されるものなのだ。本件では検察官が、猥褻目的という犯行動機を構成しているが、それは(男性による)「女性に対する関心」「性欲」が自然化されている状況での「類型的な……語彙」(Mills [1940] 1963 = 1971: 351)といえる。そして、この「類型的な……語彙」が、被告人が誘拐・殺人の犯意を有しているという理解を可能にする。

こうして検察官は、各犯行の動機を猥褻目的と解釈することで、被告人を理解可能な主体として構築するが、弁護人にとっては、被告人の行為には「理解し難い多くの問題」「不可解且つ異常な数多くの疑点」が存在する(1990年3月30日付「意見書」)。第1回公判における被告人像をめぐる対立は、近代刑法が想定する「責任」の「主体」という概念自体を問うものであった。

## (2) 検察官立証と弁護人による精神鑑定請求

第2回公判(1990年4月25日)以降の訴訟活動も、こうした主体観の対立として把握することができる。

本件では、検察官請求証拠について、弁護人がその多くに同意し、あるいは取調べに異議を述べなかったため、裁判所がそのまま採用している。これらの取調べは主として第9回公判(1990年11月28日)までに行われた。すなわち公判廷において、捜査報告書、関係人の供述調書、被害者のものとされる遺体に関する鑑定書等、書証の要旨が告知され、被害者の着衣、靴、「犯行声明」「告白文」等が物証として展示され、検証や実況見分をした捜査官、鑑定にあたった科学警察研究所研究員や医師等の証人尋問が続けられた。

とくに第7回公判(1990年9月21日)では、ビデオテープ3本の映像が再生された<sup>(5)</sup>。検察官によれば、いずれも被告人宅から押収されたもので、Aさん、Dさんの遺体が映っている。検察官は冒頭陳述で、被告人が、Aさん、Dさん殺害後に遺体を撮影し、ビデオテープを自宅に保管していたと述べている(撮影行為については弁護人も争っていない)。検察官にとっては、被告人と犯行を結びつける最大の物的証拠といえるだろう。

これらは直接的には公訴事実を証明するためのものだが、同時に弁護人の主張を排除するものでもある。弁護人は、外形的事実としてDさんの両手足の遺棄行為を否認し、両手については被告人が「食べた」と述べている。また、犯意や猥褻目的という動機も争われている。

この点、検察官は、「キツネ、タヌキの習性」「タヌキや犬の習性」を立証趣旨とする獣医師らの司法警察員に対する供述調書を証拠請求した。これらの調書によれば、Dさんの遺体遺棄現場に生息する動物が、Dさんの両手足を別の場所に移動させた可能性があるという(1990年5月25日第3回公判で取調べ)。

さらに、「被告人がアダルトビデオテープを借りていたこと」を立証趣旨として、レンタルビデオ店関係者の司法警察員面前調書が証拠請求され、採用されている(1990年5月25日第3回公判で取調べ)。また被告人の検察官や司法警察員に対する供述調書も証拠採用されているが、それらは罪体や犯人性のみならず、猥褻目的という「犯行動機」、被告人が「わいせつ写真」や「女性のパンチラ写真」を撮影していたこと、被告人が「幼児……に興味をもつようになった経緯」等も立証趣旨とする(1990年10月16日第8回公判で取調べ)。

これに対し、弁護人は「被告人の異常な行動」(1990年3月30日付「意見書」)を立証すべく、検察官請求証人である警察官らへの反対尋問では、現場からDさんの両手が発見されていないことを確認した。

弁護人「[Dさんの] 両手足は見つからなかったようですが、理由は？」

証人「深くは考えませんでした。……」

(警視庁捜査官への尋問〔1990年7月25日第5回公判〕)

弁護人の主張では、Dさんの両手が未発見なのは、動物が移動させたからではなく、被告人が「食べた」からである。また弁護人は、被告人の捜査段階の供述調書について、公判廷での取調べには同意しつつも、被告人が捜査官に「強い恐怖心」を持ち「迎合して供述した」として、「信用性は争う」と述べている(1990年10月16日第8回公判・同日付「意見書」)。つまり、Dさんの両手の遺棄行為や、各犯行の犯意、猥褻目的という動機を認めた捜査段階の供述調書は、信用性がないというのである。

こうして検察官立証が一区切りした段階で、弁護人は「被告人が本件各犯行時に心神喪失ないし心神耗弱の状態にあったことを立証するため」に精神鑑定を請求する(1990年11月28日第9回公判)。

なぜ被告人は……、各被害者のビデオ……を撮り、遺体を切断し、親の元へ葉書、文書、遺骨を送り、各犯行後に祖父の復活を求める儀式等を行ったのであろうか。……被告人の心理は、性的欲望とどのように結びつくのであろうか。(1990年11月28日付「精神鑑定請求書」)

ここでは犯行の物的証拠であるビデオテープは、「収集癖の病性」(1990年3月30日付「意見書」)を示すものとなっている。そして、猥褻目的という動機、さらには犯意の存在が、遂行的に疑問視される。

本件犯行の理解不可能性を強調する弁護人は、検察官の動機理解に対抗して精神鑑定を請求した。フォーコーが述べるように、精神鑑定は「生理学的、心理学的、ないしは道徳的ないくつかの規則からの逸脱」を、犯罪の「分身」として構成する(Foucault 1999 = 2002: 19)。弁護人による精神鑑定の請求は、検察官の主張に理解不可能性を対置するのみでなく、理解不可能なものに理解の枠組みを提供し、別様の理解を模索するものといえよう。

### 3. 「動機」から「責任能力」へ

#### (1) 第1次精神鑑定における動機の構成

裁判所は精神鑑定請求を認め、1990年12月20日、保崎秀夫教授(慶應義塾大学)ら6名<sup>(6)</sup>に鑑定を命じた。鑑定事項は「被告人の本件犯行当時及び現在における精神状態」である。1992年3月31日付で作成された保崎教授らによる鑑定書(以下「保崎ら共同鑑定」という)の内容は、第10回公判(1992年4月27日)で明らかにされた。保崎ら共同鑑定によれば、被告人は「極端な分裂気質ないし分裂病質」(人格障害)であるものの、本件犯行時に「精神分裂病を含む精神病様状態にはなかった」。したがって、「本件犯行当時、被告人は物事の善し悪しを判断し、その判断に従って行動する能力は保たれていたとおもわれる」<sup>(7)</sup>。また、現在

は拘禁反応が現れているが、精神分裂病は否定されるともいう。

こうして完全責任能力を認めた保崎ら共同鑑定は、犯行動機を次のように述べる。

被告人の犯行は、被告人の極端な性格の偏りの上に、手の障害による劣等感から、性的興味の対象を成人女性から幼女に代え、被告人の収集癖と相俟って犯行に及んだものであろう。……被告人が蒐集した雑誌やビデオテープ……などが被告人の行動経過に影響を与えたことは否定できないが、被告人の極端な性格的偏りが主役であるのはもちろんである。

保崎ら共同鑑定は、被害者に「幼女」という「成員カテゴリー」を帰属させている (Sacks 1972 = 1989)。行為者やその相手方に対する成員カテゴリー化は、いかなる人物が、なぜ当該行為を行ったのかという文脈の構成と相互反映的な関係にある (Hester and Eglin 1997)。ただし、保崎ら共同鑑定によれば、被告人には「いわゆる小児性愛……の傾向が前からあったというわけではない」。「手の障害」等から、「成人女性に対する興味はあるものの際際は諦めていた」被告人が、「性的興味の対象を……幼女に代え」たというのだ。A. シュッツは、「動機」を「目的動機 in order to motive」と「理由動機 because motive」に区別した。「目的動機」は、「～するためにという目的の形」で表されるもので、「行為者の観点からは、……未来のことがらに関係している」(Schutz [1951] 1962 = 1983: 138-9)。「理由動機」は「『～だから』という理由の形」で表されるもので、「行為者の観点からすれば、……過去の諸経験に関係している」(Schutz [1951] 1962 = 1983: 139)。検察官の冒頭陳述によれば、本件犯行は「自己の性欲を満足させ〔る〕」ために行われている。検察官の立証活動は、本件各犯行を猥褻目的の事件として構成するものであったが、保崎ら共同鑑定では、検察官の設定した目的動機にリアリティを与えるものとして、「性格的偏り」「手の障害」等の理由動機が示されている。

保崎ら共同鑑定が完全責任能力を認めるものである以上、弁護人は、その信用性を争うことになる。すなわち弁護人は、同鑑定が心理テストや被告人の問診から「重篤な病理を推測させる」所見を得ながらも、「十分に検討せずして全て拘禁反応という概念で説明してしまっている」ことを批判する。とりわけ、「犯罪事実及び知的程度については、全面的に被告人の〔捜査段階の〕供述調書の内容に拠っているところ」が問題とされる (1992年4月27日第10回公判・同日付「意見書」)。

以下は保崎鑑定人に対する弁護人の反対尋問である。

弁護人「〔捜査段階の被告人の供述調書を〕信用した理由はありますか。」

証人「細かいことを訂正したり、納得いく説明をしています。細かい絵も入っており、被害者への謝罪もあります。」

〔中略〕

弁護人「〔供述調書は〕捜査官が文章を書きます。被疑者の精神状態を全く反映していないのではないですか。」

証人「私どもはそうは考えない。……時期的に追っていけば、信用できるか分かります。」

(1992年6月22日第12回公判)

保崎ら共同鑑定によれば、鑑定時の問診では、「事件について、覚えていない、知らないという内容が増えてきている」。また、第1～4事件の「誘拐から殺害まで」につき「ネズミ人間が、……急にヌーといっばい出てきて、現われて、おっかなくて……帰った」(第4事件。他の事件についても同旨)等と「奇妙な説明」をしている。しかし、それらは「拘禁の影響」であるという。つまり、捜査段階の供述調書に録取されていない内容は、被告人の体験供述とは捉えられていない。しかし、弁護人の主張では、捜査段階の供述は「誘導」されたものであって、公判開始後の被告人供述こそ、被告人の体験として重要なのである。

鑑定人は、本件の目的動機を猥褻目的としたうえで、被告人の「性格」「手の障害」を理由動機としていた。だが弁護人にとっては、そうした目的動機と理由動機の連関では、「なぜ責任能力を有する人間が本件のような異常且つ残虐な事件を起こしたのか」(1992年4月27日付「意見書」)に理解可能な説明を与えることはできない。それは、保崎ら共同鑑定が捜査段階の供述に依拠するがゆえの問題なのである。

## (2) 第2次精神鑑定と結審

弁護人の言説戦略は、公判開始以後の供述を被告人の主観として提示するものであった。それが典型的に表れるのが、弁護人による冒頭陳述<sup>(8)</sup>および被告人質問<sup>(9)</sup>である。

検察官立証が終了してから、第14回公判(1992年9月21日)で弁護人も冒頭陳述を行っている。弁護人の冒頭陳述は、第1～4事件に共通する「犯行状況」の構造として、①被告人が「一人ぼっちの子」と出会ったこと、②その子と「波長」が合い、「甘い世界」に入ったこと、③その子とともに自動車で移動したこと、④その子がぐずり出すなどして、「甘い世界」が崩壊したこと、⑤我に返るとその子が「動かないで横たわっていた」ことを説明する。また、各事件における④の過程で、「ネズミのような顔をした10人くらいの大人<sup>おとなだい</sup>の者が、被告人……を取り囲んだ」ともいう(1992年9月21日付「冒頭陳述書」)。ここでは、人物や場所の固有名はほとんど挙げられていない。「弁護人が証拠により証明しようとする事実」を明らかにするべき冒頭陳述が、第三者の視点から客観的事実を述べるのではなく、被告人の視点からその主観的世界を描いているのだ。

第15回公判(1992年11月11日)から第19回公判(1993年3月2日)にかけての被告人質問では、それらが当人の「語り」として示される。弁護人の主尋問では、「一人ぼっちの子と出会ったことがありますか」等と、冒頭陳述書記載の「犯行状況」が確認されていく。その



なかで被告人は、次のような供述をしている。

「〔ネズミの顔をした人に取り囲まれたことは〕あります。……おっかなかった。」

「〔犯行声明、告白文を送ったことは〕あるように思う。」

「〔捜査段階で供述したとされるCさんの遺体遺棄現場で自動車が脱輪したことについて〕覚えていない。」

(いずれも1992年12月18日第17回公判)

もちろん検察官は、「あるように思う」「覚えていない」という供述に対し、「捜査段階では、詳しく供述していただけないですか」「〔犯行を認めた上申書の署名は〕あなたの字ではないですか」等の反対尋問を続ける。だが、被告人は「相手に合わせた」「やはり覚えていない」といった供述を繰り返すことになる(1993年3月2日第19回公判)。

そして、弁護人による再度の精神鑑定請求(1992年11月11日第15回公判)が認められ、1992年12月18日、裁判所は内沼幸雄教授(帝京大学)、関根義夫教授(東京大学)、中安信夫助教授(東京大学)に「被告人の本件各犯行時及び現在における精神状態」の鑑定を委嘱した(以下、この鑑定全体を「第2次精神鑑定」という)。2度目の鑑定では、鑑定人間で見解が分かれたため、1994年11月30日、内沼、関根両教授の「精神鑑定書」(以下「内沼・関根鑑定」という)と中安助教授の「中安信夫鑑定人の意見」(以下「中安鑑定」という)の2通の鑑定書が作成された。両鑑定書は、第20回公判(1995年2月2日)で取り調べられたが、いずれも責任能力に関しては心神耗弱と判断している。

内沼・関根鑑定は、被告人は犯行時に「離人症およびヒステリー性解離症状を主体とする反応性精神病を呈して」おり、現在も同じ状態にあると判断した。「解離症状」については「解離性同一性障害」(多重人格)と診断され、内沼鑑定人は後の証人尋問で、被告人には「多くて5人」の人格があると証言している(1995年2月24日第21回公判)。また同鑑定は、被告人の家族が「育児の役の大半を引き受けたのが祖父や居候」という「解離性家族」であったと述べ、『今田勇子』の計画的行動も、被告人と祖父との幻想的な『一心同体』の破綻によって顕在化した」と分析する。内沼・関根鑑定では、捜査段階の調書ではなく、鑑定人に対する被告人の供述が考察の対象となっている<sup>(10)</sup>。一方、中安鑑定は、「主要な犯行のすべて」が、「性的欲求」と「収集欲求」を動因とし、高校時代から潜勢的に発症した「精神分裂病(破瓜型)」の「情性欠如を抑止力〔行動制御能力〕低下の原因として成立した」とする。また現在の精神状態は、「精神分裂病(破瓜型)、収集癖と、……拘禁反応の三者によって構成されたもの」だという。中安鑑定では、「ネズミ人間」の出現など、公判開始後に被告人が語る妄想は「拘禁反応」であって、犯行時の体験ではないとされる。

その後、第二次精神鑑定の鑑定人、被告人を取り調べた捜査官、第5事件で当初弁護人に選

任された弁護士<sup>(11)</sup>、第二次精神鑑定を受けて意見書を提出した保崎鑑定人らへの証人尋問、再度の被告人質問等を経て、検察官、弁護士双方が意見を述べて結審する。

検察官は、保崎ら共同鑑定にもとづき、被告人には完全責任能力があるとして、死刑を求刑した(1996年10月7日第36回公判・同日付「論告要旨」)。これに対して弁護士は、捜査段階の自白は、捜査官に「迎合」したものであり、内容的にも不整合な部分があると述べ、自白調書を信用する保崎ら共同鑑定を批判した。そして、第2次精神鑑定に依拠しつつ、事件の背景としては「被告人の幼児性と性的未熟性を特徴とする人格」に加えて「精神分裂病の影響」があると述べる。ただし、「精神分裂病の病型については……〔中安鑑定と異なり〕単純分裂病である」という。弁護士は、中安鑑定について、精神病理の考察等において保崎ら共同鑑定を「優に凌ぐ」と評価し、内沼・関根鑑定については、「被告人の家族を解離性家族と捉えるなど、その分析は見事」だと述べる。とりわけ被告人の家族において、母親が育児を「居候」に任せ「母性関係の不全性」をもたらし、父親が「母親を母親たらしめる」役割を果たさなかったこと、それゆえ「家族の基本的機能の一つである精神共同性」が保てなかったことを指摘する。こうして、弁護士は心神喪失ないしは心神耗弱による刑の減免を主張した(1995年12月25日第37回公判・同日付「弁論要旨」)。

一般に、精神鑑定では犯行の理由動機として、「特殊」な状態があげられる(大貫・松木2003: 73)。保崎ら共同鑑定では、それは被告人の「性格的偏り」と「手の障害」であったが、第2次精神鑑定は、被告人の性格のほか精神疾患を本件犯行の理由動機とする。さらに弁護士は、内沼・関根鑑定をふまえ、被告人の人格形成要因として、それ自体も理由動機である「解離性家族」を強調したのである。

#### 4. 死刑判決の論理

##### (1) 理解可能性を支えるもの

以上のような公判審理は、2度の精神鑑定による中断を含み約7年に及んだが、1997年4月14日の第38回公判で、東京地方裁判所(田尾健二郎裁判長)は、被告人に死刑の判決を言い渡した<sup>(12)</sup>。最後に本節では、検察官および弁護人の言説との関係で、判決理由の「論理」を検討する<sup>(13)</sup>。

判決は、「本件一連の犯行は、直接には幼女らを対象にしたものではあるが、……性的興味及び関心の総体に根ざす犯行である」等と述べるとともに、第1～5事件の「罪となるべき事実」として公訴事実をそのまま認定している。そのうえで、保崎ら共同鑑定にもとづき完全責任能力を肯定したのである。

被告人は、本件各犯行当時、性格の極端な偏り(人格障害)以外に反応性精神病、精神分

裂病等を含む精神病様状態ではなく、したがって、事物の理非善悪を弁別する能力及びその弁別に従って行動する能力を有していたと認められるのであり、被告人については完全責任能力を認めるのが相当である。

そして、「本件罪質、犯行の回数、その動機・目的、経緯、様態、結果の重大性、社会に与えた影響、被害感情等」に鑑みると、被告人の「人格のゆがみ」が「適切なしつけを受けずに成長したため」であること、「被告人の手の障害やその境遇に対しては同情を覚える面があること」、被告人の母親が「日々祈りを捧げ〔被害者に〕謝罪」していること、被告人の家族が金銭的な「慰謝の措置」をとったこと、「被告人の家族も、世間から厳しい非難の目が向けられていること」、「被告人には前科前歴がないこと」など、「被告人のために酌むべき事情」を考慮しても、「死刑を選択する以外に刑の量定をすべき途はない」と結論づけている。

その際、責任能力を認定する主要な根拠になるのが、「本件一連の犯行における被告人の行動の了解可能性」である。

保崎ら共同鑑定が指摘するように、両手の障害を原因とする強い劣等感から成人女性との交際をあきらめた被告人が性的興味を幼女に向け、収集癖と相まって本件犯行に及んだものとみることができ、被告人の本件各犯行は、犯行に至る経緯、犯行の動機・目的等に照らし、十分に了解できるものというべきである。

裁判所によれば、「被告人の行動は、極めて残酷かつ非情なものであって、その意味では異常」であるが、「それなりに了解可能」でもある。ここで犯行を「それなりに了解」することは、「収集癖」に加えて「性的欲望」「性的関心」を犯行動機と解釈することと一体となっている。「性的欲望」「性的関心」を満たすためという動機は、被告人が「幼女」のみでなく「成人女性」にも性的興味を持っていたことへの言及とともに繰り返し強調される。判決は、「内沼・関根鑑定の指摘する人格変換（多重人格）」を否定する文脈で、「本件各犯行はいずれも性的欲求の充足という目的に沿った性犯罪であって、被告人のかねてからの性的関心に照らして矛盾はなく、犯行の経過にも一貫した流れがあ〔る〕」とも述べる。

そして、かかる動機の認定にリアリティを与えるのが、「被告人の生活歴」である。すなわち、「人格のゆがみを形成するに至った」背景として、「情緒的に恵まれ」ない家族関係がある。「被告人の家庭では祖父母の夫婦仲が悪く、被告人の両親の夫婦仲も悪かった」。また、「家族がそろって食事を共にするなど家族団らんの機会に乏しかった」。さらに判決は、「これ〔手の障害〕に対する両親の適切でない対応」も指摘する。

刑事裁判において、検察官および弁護人は、それぞれの立場から出来事（事件）についてのリアリティを構築していくが、判決とはそれらのリアリティを「一元化」するものにほかなら

ない(土井 1988: 113)。本件の一審判決では、量刑や争点に対する判断に関して、検察官の主張が完全に追認されている。ただし、その判断理路において裁判所は、双方の言説を解釈資源としつつ、事件のストーリーを示す(cf. Bennett and Feldman 1981 = 2007: 第5章)。

本件では、保崎ら共同鑑定が、検察官の主張する「性的欲望を充足するため」(1996年10月7日付「論告要旨」という目的動機を「性格的偏り」「手の障害」という理由動機で補強した。つまり、被告人は、元来「成人女性に対する関心」を持っていたが、「性格的偏り」「手の障害」から「幼女」を対象とするようになったという。そして保崎ら共同鑑定を前提に、検察官が完全責任能力を主張し、死刑を求刑したのである。一方、弁護人は、「なぜ責任能力を有する人間が本件のような異常且つ残虐な事件を起こしたのか」(1992年4月27日付「意見書」)が、「被告人の人格」「手の障害」のみでは理解困難だと批判する。弁論では第2次精神鑑定に大きく依拠しながら、心神喪失または心神耗弱を主張するが、その際、被告人の家族関係が、内沼・関根鑑定にいう「解離性家族」であり、「父親」の「役割」や「母性関係」に「不全」等があったことを重視する(1995年12月25日付「弁論要旨」)。

これに対し判決は、動機の認定についても、検察官の主張を概ね引き継いでいる。だが同時に、弁護人が強調する家族関係は「被告人のために酌むべき事情」とされるのみならず、動機理解を可能にするものとしても利用されている。「成人女性に対する関心」を持っていた被告人が、「手の障害」等から「幼女」を対象とするようになったのは、被告人の家族関係が背景にあるというのだ。

したがって本件の審理は、弁護人の立証を一部に組み込みながら、弁護人の主張を排除するプロセスであった。

## (2) 理解可能性のトートロジー

裁判所は本件の争点を、第1に「被告人の捜査段階における供述と公判段階における供述の信用性であり、……いずれが被告人の本件各犯行時の体験に近いものとして述べたものであるのかということ」、第2に「被告人の本件各犯行時における精神状態はどのようなものであったのか、そして、被告人の刑事責任能力をどのように判定するのかということ」と整理した。そこで、各争点に関する判決の認定、およびそれらの論理的関係に着目して、さらに考察を進めよう。

まず捜査段階の供述について、判決は次のように述べる。

被告人の捜査官に対する供述は、本件一連の犯行経過等の中核をなす事実につき……認定した各事実……とよく合致しており、……整合性に一部欠けるところもあるが、……全体としては整合性が保たれていると認められるのであって、その意味において信用性も高いものということができる。

ここでいう「認定した事実」とは、「客観的な証拠等……に裏付けられる」と判断された「被告人の成育歴」や「犯行状況」を指している。つまり裁判所は、犯行の外形的事実等に「合致」することをもって、捜査官に対する供述の信用性を肯定したのである。しかし、そもそも本件では外形的事実には大きな争いはなく、被告人の主観的認識（判決のいう「被告人の本件各犯行時の体験」）が問題となったことからすれば、裁判所の認定はいささか妥当性を欠くと思われる。また弁護人によれば、捜査段階の供述は、外形的事実に沿うように捜査官に誘導されたものであったが、裁判所は「捜査官から厳しい取調べを受けて供述した面があることは否定し難いとしても、……基本的に、その信用性は極めて高い」と述べている。

他方で、公判供述の信用性は次のように否定される。

被告人の公判廷における供述は、……認定した各事実とのかい離が著しく、同事実等から推認される本件各犯行の動機・目的、態様、計画性、自己顕示と捜査かく乱の意図等との整合性にも欠けるものである上、……供述態度に率直さが欠けており、これをそのまま信用することは到底できないものである。

外形的事実を認定の出発点とする裁判所にとって、公判供述は『『ネズミ人間』が現れ、あとは分からなくなったと述べるなど、……その内容自体極めて不合理である』。また、猥褻目的を否定する供述も、認定した犯行態様から「推認される」動機等と相いれない。こうして裁判所は、Dさんの両手を食べたとの公判供述も、「両手両足部が発見されていないことに乗じて虚偽を述べたとの疑いが濃厚」であり、「信用できない」という（したがって、Dさんの両手足の遺棄行為も認定している）。裁判所は、被告人の公判供述を、罪責を軽くしようとするものだと判断する。

そして、被告人の捜査段階の供述を前提とした保崎ら共同鑑定に「疑問とすべき点はない」という。かかる認定の帰結として、内沼・関根鑑定については「前提とする本件各犯行等に関する被告人の公判段階における供述が真実犯行時の体験として存在したものではないことは前述のとおりであって、同鑑定はその前提を欠く」とされる。また、中安鑑定は、内沼・関根鑑定とは異なり、公判後の被告人供述や鑑定時の問診で現れた被告人の妄想等を「犯行時には一切なかったもの」としている点では妥当である。しかし、被告人の犯行は「了解可能」であり、逮捕前には被告人もそれなりに社会生活を営んでいたこと等から、中安鑑定の結論は信用できないという。かくして、「被告人が精神分裂病に患しているとの見解」は「採用し難い」として弁護人の主張が否定される。

このように判決は、捜査段階の供述について「自然」で「整合性」があるとして信用性を認め（また、公判廷供述について「不合理」だとして信用性を否定し）、「性的関心」「性的欲求」という犯行動機を認定する。そして、「本件各犯行は、……十分に了解できる」（強調は引用者）

から、被告人には完全責任能力があったと結論づける。つまり判決は、理解可能性を信用性の判断基準とし、信用できる証拠やその評価に依拠して犯行態様や動機等を認定する。こうして認定された犯行態様や動機等は理解可能なものとされるが、理解可能であることは責任能力を認定する一つの根拠となっている。ここには、理解可能性のトートロジーを指摘することができるだろう。

そもそも、近代法が想定する「主体」概念がフィクションである以上 (Foucault 1975 = 1977), 刑事裁判における責任能力の認定も、刑事責任の「主体」を擬制することで成り立っている (佐藤 1998)。本件においては、理解可能性のトートロジーによって、被告人が刑事責任の「主体」として構築された。このとき、J. バトラーが異性愛体制について論じるように、「身体やジェンダーや欲望を自然化する時の認識格子」が「文化的な理解可能性」を作るのだとすれば (Butler 1990 = 1999: 262 n. 6), 判決のリアリティを支えているのは、特定の家族モデルであり、性的欲求の自然化である。

## 5. おわりに

本稿では、いわゆる「幼児連続殺人事件」の法廷言説を分析し、刑事司法における「責任」と「主体」の構築を考察してきた。とくに犯行動機の解釈という観点から、被告人を「自由意思をそなえた主体的人間」(土井 1993: 45) であると判断する論理を検討することが、本稿の主要な関心であった。

本件の裁判では、動機の認定、刑事責任能力の評価、捜査段階および公判廷における被告人供述の信用性判断は、相互に他の要素を前提とし合いながら、事件の理解を支えている。その際、「性」に関する理解の枠組みは、情状評価、事実認定に関わるだけではない (cf. 大貫・藤田 2012)。一審判決において、被告人が「女性に対する関心」「性欲」を有していたという認定は、猥褻目的という動機理解を介して、刑事責任能力を肯定する判断を基礎づけている。加えて、弁護人が主張した「母性関係の不全」に象徴される家族関係の問題も、判決のリアリティを理解可能なものとする。ここでは、刑事責任の「主体」自体がジェンダー化されているといえる。

こうして、刑事責任能力の認定は、その主体が理解可能な存在であることを含意する。さらに、その認定にあたって一審判決は、検察官、弁護人の言説を解釈資源としつつ、(信用できる供述とは) 理解可能なものであるという前提から、(被告人の犯行は) 理解可能であるという結論を導いている。本件の一審判決はトートロジカルな構造に支えられているのである。

本稿での示唆をふまえ、個別の刑事裁判の分析のみならず、制度としての「死刑」の「論理」を再考することも課題となるだろう。

〔注〕

- (1) 本稿での考察においては、訴訟記録や判決文のほか、筆者の公判傍聴メモ等も参照している。また筆者は、本件事件の被告人（その後死刑確定者）と文通や東京拘置所での面会を行ってきた（大貫 2008）。なお本稿において、地名、関係人の肩書・年齢は当時のものとし、精神医療用語の引用にあたっては、現在では名称変更されているものも含めて原文通りとする。
- (2) 本件の公訴事実は、① 1988年8月22日午後3時過ぎ頃、埼玉県入間市でAさん（4歳）を「誘拐しようと企て」、甘言を用いて自動車に乗せ、東京都西多摩郡の山林内まで連れ去り（誘拐）、同日午後6時30分頃、「殺意をもって」Aさんの頸部を手で締めつけて殺害し（殺人）、1989年2月上旬頃、自宅裏庭や自宅前畑内でAさんの頭蓋骨を割ったうえで焼いた（死体損壊）（1989年9月29日付追起訴状）、② 1988年10月3日午後3時頃、埼玉県飯能市でBさん（7歳）を「誘拐しようと企て」、甘言を用いて自動車に乗せ、東京都西多摩郡の山林内まで連れ去り（誘拐）、同日午後5時頃、「殺意をもって」Bさんの頸部を手で締めつけて殺害した（殺人）（1989年10月19日付追起訴状）、③ 1988年12月9日午後4時30分頃、埼玉県川越市でCさん（4歳）を「誘拐しようと企て」、甘言を用いて自動車に乗せ、同県入間郡の駐車場まで連れ去り（誘拐）、同日午後7時過ぎ頃、「殺意をもって」Cさんの頸部を手で締めつけて殺害し（殺人）、同日午後8時頃、近くの山林内に死体を投棄した（死体遺棄）（1989年10月19日付追起訴状）、④ 1989年6月6日午後6時過ぎ頃、東京都江東区でDさん（5歳）を「誘拐しようと企て」、甘言を用いて自動車に乗せ、同区内の路上まで連れ去り（誘拐）、同日午後6時20分頃、「殺意をもって」Dさんの頸部を手で締めつけて殺害し（殺人）、同月8日午後11時過ぎ頃、自宅で遺体を切断し、同月10日、その胴体、頭部、両手足を投棄した（死体損壊・遺棄）（1989年9月2日付起訴状）、⑤ 1989年7月23日午後4時35分頃、東京都八王子市で、Eさん（6歳）を「自己の性的欲望を満たす目的で、……誘拐しようと企て」、言葉巧みに連れ去ったうえ（猥褻誘拐）、Eさんに対し13歳未満であることを知りながら、服をたくし上げて脱がせるなどした（強制猥褻）（1989年8月7日付起訴状）、というものである。
- (3) 東京地方裁判所平成元年（合）第155号、同第166号、同第170号、同第182号。
- (4) 佐藤直樹も、本件の一審第1回公判について、「『理性的人間』のみが立派に犯罪をおかしようる犯罪者である、ということ的前提としてきた近代刑法は、……まったく無効になっている」と述べる（佐藤 1998: 94）。また吉岡忍は、本件の公判廷で被告人の姿を確認し、声を聞いたうえで、そこに「主体の不在」を指摘し（吉岡 2000: 49）、同じく公判を傍聴した芹沢俊介も、被告人の声に着目し、「私は『この人は、自分が空虚になっている』と思った」という（芹沢 2006: 38-9）。
- (5) ただし、ビデオテープの取調べ（再生）は、「公の秩序又は善良の風俗を害する虞がある」として、憲法82条2項により非公開で実施された。公判を傍聴していた佐木隆三は、この決定に対して「公判の成り行きを見守る者にとって、甚だしい侮辱である」と批判する（佐木 1991: 217）。  
なお現在、裁判員裁判で音声や映像の記録媒体が取り調べられる際、傍聴席からは音声や映像を確認できないことがある。憲法82条2項の決定にもとづかず（かつ、同項の要件におよそ該当しない場合でも）、実質的に証拠調べを非公開で行うこととなり、問題がある。
- (6) 鑑定人は、保崎教授のほか、浅井昌弘助教授（慶應義塾大学）、仲村禎夫講師（同）、馬場禮子助教授（東京都立大学）、皆川邦直副参事（東京都精神医学総合研究所）、作田勉助手（慶應義塾大学）である。
- (7) 刑事責任能力の有無・程度は司法判断とされるが、かつての精神鑑定書には、責任能力に関する鑑定人の意見が記載されていることが通例であった。
- (8) 検察官の冒頭陳述は義務的なものであるが（刑事訴訟法296条）、弁護士または被告人の場合は、裁判所の許可によって冒頭陳述を行うことができる（刑事訴訟規則198条1項）。当時、弁護士が冒頭陳述をすることは珍しかった。なお現在は、公判前整理手続に付された事件において主張があ

るときは、弁護人または被告人も冒頭陳述を行わなければならない(刑事訴訟法 316 条の 30)。

- (9) 被告人質問と並行して、評論家の大塚英志氏、芹沢俊介氏も弁護人請求の証人となっている(大塚氏について、弁護人は当初、特別弁護人の選任許可を申請していたが、裁判所が判断を保留にしていたため、証人として請求することになった)。大塚証人は、被告人の所有するビデオテープ 5,793 本のうち、性的なものや残酷なものは 1% 程度にすぎないこと、精神鑑定人がアニメ等について十分な知識がないと被告人と最低限の会話ができないこと等を証言した(1992 年 11 月 11 日第 15 回公判)。また芹沢証人は、保崎ら共同鑑定は被告人の家族関係の考察が不十分であること等を証言した(1992 年 11 月 30 日第 16 回公判)。
- (10) 内沼・関根鑑定は「性的犯罪を狭義の性犯罪に短絡させると、大きな誤解と事実誤認を招きかねない」と述べる。
- (11) 検察官請求証人である警視庁と埼玉県警の取調官は、被告人が徐々に取調官らに対して「きちんと挨拶をする」ようになったり、雑談に応じたりしたこと等を証言した(1995 年 12 月 6 日第 29 回公判, 1996 年 1 月 24 日第 30 回公判)。一方、当初、第 5 事件で東京地方裁判所八王子支部から国選弁護人に選任された弁護士(その後、第 1～5 事件を併合審理することとなった東京地方裁判所刑事第 2 部が別の弁護人を選任したことで、解任された)は、弁護人請求の証人として出廷し、第 5 事件での逮捕後に接見した際の様子について、「不可解」で「不思議」な人物であったこと、コミュニケーションが図れず戸惑ったこと等を証言した(1995 年 12 月 6 日第 29 回公判, 1996 年 1 月 24 日第 30 回公判)。ここにも被告人像の対立が認められる。
- (12) 一般に判決宣告は、主文、理由という順で進むが、死刑の場合は、理由を説明してから主文を告げるのが慣例となっている。死刑の結論を先に伝えると、被告人が動揺して理由を聞くことができなくなるからだといわれる。しかし本件の一審判決では、裁判長が最初に「被告人を死刑に処する」と主文を言い渡したことが注目された。

本件については、その後 2001 年 6 月 28 日に東京高等裁判所が控訴を棄却し(平成 9 年(う)第 1437 号)、2006 年 1 月 17 日に最高裁判所が上告を棄却し(平成 13 年(あ)第 1205 号)、さらに同年 2 月 1 日付で上告棄却決定に対する判決訂正申立ても棄却され、死刑判決が確定した。そして 2008 年 6 月 17 日、死刑が執行された。控訴審以降は、一審の段階で争われていなかった事実関係も争点となった。控訴審の弁護人は、C さんの遺体発見現場付近での被告人の目撃供述に疑問があること(被告人の自動車が発輪していたので、自らその車両に乗り込み、助けたというが、当初は被告人の自動車とは車種が異なると説明していた)、東京都西多摩郡山中での C さん、D さんの遺骨発見経緯および発見場所が不自然であること、原判決の認定する D さんの遺体切断時刻が法医鑑定の結果と矛盾することなどを指摘している。また上告審では、東京拘置所が、被告人に対して統合失調症を前提とした投薬を行っていたことが、弁護人によって明らかにされた。

なお、本件事件の判決は、一審につき『判例タイムズ』952: 75ff、控訴審につき『判例タイムズ』1071: 108ff、上告審につき『判例タイムズ』1205: 129ff を参照。

- (13) 刑事事件の判決宣告は判決原本にもとづくことを要しないとされる。本件でも、判決宣告後の 1997 年 5 月 30 日付で判決書が作成されているが、以下の考察においては、公判廷での宣告ではなく、判決書の文言を対象とする。

#### [文献]

- Becker, Howard S., 1973, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: The Free Press. (村上直之訳, 2011, 『完訳 アウトサイダーズ——ラベリング理論再考』現代人文社。)
- Bennett, W. Lance and Martha S. Feldman, 1981, *Reconstructing Reality in the Courtroom: Justice and Judgment in American Culture*, New Brunswick: Rutgers University Press. (北村隆憲訳, 2007, 『法



- 延における〈現実〉の構築——物語としての裁判』日本評論社。)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London: Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社。)
- 土井隆義, 1988, 「刑事司法過程における犯行動機の構成」『犯罪社会学研究』13: 102-21。
- , 1993, 「共同幻想としての犯罪責任——近代刑法における行為責任内在化のイデオロギー」『社会学ジャーナル』18: 39-50。
- Foucault, Michel, 1975, *Surveiller et punir: naissance de la prison*, Paris: Éditions Gallimard. (田村俣訳, 1977, 『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社。)
- , 1999, “*Les Anormaux*” *Cours au Collège de France 1974-1975*, Paris: Seuil. (慎改康之訳, 2002, 『異常者たち——コレージュ・ド・フランス講義 1974-1975年度』筑摩書房。)
- Hester, Stephen and Peter Eglin, 1997, “The Reflexive Constitution of Category, Predicate and Context in Two Settings,” Stephen Hester and Peter Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, Lanham: University Press of America, 25-48.
- Mills, Charles W., [1940] 1963, “Situated Actions and Vocabularies of Motive,” Irving Louis Horowitz ed., *Power, Politics and People: The Collected Essays of C. Wright Mills*, London, Oxford and New York: Oxford University Press, 439-52. (田中義久訳, 1971, 「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55)。
- 森毅・芹沢俊介・大塚英志, 1990, 『密室——女高生監禁殺害・コンクリ詰め事件 幼女連続殺害事件』春秋社。
- 大貫拳学, 2008, 「『出会い損ない』の連続だった彼との交流」年報・死刑廃止編集委員会編『年報・死刑廃止 2008——犯罪報道と裁判員制度』インパクト出版会, 174-5。
- ・藤田智子, 2012, 「刑事司法過程における家族規範——DV被害女性による夫殺害事件の言説分析」『家族社会学研究』24 (1): 72-83。
- ・松木洋人, 2003, 「犯行動機の構成と成員カテゴリー化実践——いわゆる『足利事件』における精神鑑定をめぐって」『犯罪社会学研究』28: 68-81。
- 大澤真幸, 2013, 『生権力の思想——事件から読み解く現代社会の転換』筑摩書房。
- 太田出版編, 1989, 『Mの世代——ぼくらとミヤザキ君』太田出版。
- Sacks, Harvey, 1972, “An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology,” David Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, New York: Free Press, 31-74. (北澤裕・西阪仰訳, 1989, 「会話データの利用法——会話分析事始め」『日常性の解剖学——知と会話』マルジュ社, 93-173)。
- 佐木隆三, 1991, 『宮崎勤裁判 (上)』朝日新聞社。
- 佐藤直樹, 1998, 『[増補版] 大人の〈責任〉, 子どもの〈責任〉——刑事責任の現象学』青弓社。
- Schutz, Alfred, [1951] 1962, “Choosing among Projects of Action,” Maurice Natanson ed., *Collected Papers I: The Problem of Social Reality*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 67-96. (渡部光・那須壽・西原和久訳, 1983, 「行為の企図の選択」『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻——社会的現実の問題I』マルジュ社, 135-72)。
- 芹沢俊介, 2006, 『《宮崎勤》を探して』雲母書房。
- 吉岡忍, 2000, 『M / 世界の, 憂鬱な先端』文藝春秋。

(おおぬき たかみち 現代社会学科)

2023年11月15日受理

